

背景・課題

- 現在、我が国の不動産分野においては、官民の各主体によって多様な形でデジタル化の取組が進められており、テクノロジーを活用しながら、不動産取引の活性化等を図っているところである。
- 一方、現状、我が国の不動産については、**土地・建物いずれも、幅広い主体で共通で用いられている番号(ID)が存在せず**、住所・地番の表記ゆれにより、同一物件か否かが直ちにはわからない状態となっている。そのため、仲介・開発等の際に、**多様な主体が保有する不動産関連情報を独自に収集・名寄せする場面や、消費者に的確な情報発信を行おうとする場面で手間・時間がかかるなど、不動産関連情報の連携・蓄積・活用における課題**となっている。

不動産を一意に特定することができる、
各不動産の共通コードとしての「**不動産ID**」に係るルールを整備

※不動産IDとして用いる番号については、不動産登記簿の不動産番号を使用する方向で検討中
←「規制改革実施計画」(R2.7 閣議決定)で言及あり。

目的・効果

- **情報の収集・名寄せを容易**にすることで事業者の負担軽減に資するとともに、官民の各主体が保有する**不動産関連情報の連携・蓄積・活用、消費者への的確な情報発信**等を促進。
- ⇒ (他の施策や取組とも相まって) **不動産業界全体の生産性及び消費者利便の向上等により不動産の流通・利活用を促進**するとともに、今後、本格的なデジタル社会を迎えるにあたり、**不動産DXを強力に推進する上での情報基盤整備の一翼を担う**ことにより、不動産市場の活性化及び透明化を図る。